

スタートアップ 創出加速化 補助金

募集期間

令和7年8月27日～
令和7年10月9日

事業化促進型

01

- ・ 県内事業者である中小企業者等
- ・ 県内事業者として法人設立又は
個人事業主の開業届の提出により
創業を行おうとする者



主な要件



02

革新的な事業アイデア、技術、
ノウハウ等を活用し、社会に
インパクトを与えうる成長性の
高いスタートアップビジネスの
立ち上げを進める者

補助率

1/2

補助上限

200万円

補助対象経費

人件費、調査・マーケティング費、専門家等謝金、
機械器具費、設備導入費、原材料費、外注費、産業
財産権導入費、人材育成費、イベント開催・出展費、
広告宣伝費、旅費交通費、補助事業の遂行に必要と
認められる経費

※ 交付決定日以降に生じた経費のみが対象となりますのでご注意ください

補助対象期間

24カ月以内



想定する対象者

鳥取県から全国、
海外の市場を狙う事業者



社会的に影響力の大きい
革新性が高い事業を
検討する事業者

補助金活用のフロー

※ 詳細は募集要領を御確認ください

応募

募集期間中に応募

※提出書類：事業計画書、収支予算書、収支計画書

審査／採択決定

公開プレゼンテーション審査会

交付申請

（採択者のみ）申請書類一式を提出

交付決定

申請書類受理日から1か月以内に交付決定

※交付決定日以降に発生した経費のみが補助対象となります

交付決定後について

- ①進捗状況報告書（年度ごと）
- ②実績報告書（補助事業終了後）の提出が必要です

申請書類

- ✓ 申請書様式
- ✓ 事業全体に係る収支計画書（今後3年間分）
- ✓ 決算書（直近2期分）
- ✓ 納税証明書等（県税の未納がないことを確認できる書類）
- ✓ 実施内容についての参考資料類
- ✓ 定款 or 事業者の概要が分かる資料